



労働時間の縮減・割増賃金の引上げを求める！

本部は、ワーク・ライフ・バランスがとれた働き方・暮らし方をすることで、社員の生活の質の向上、生産性の向上につながることから、長時間労働の是正に向けて、①1日の所定労働時間の縮減をはかること、②労働時間の適正化に向け使用者が講ずべき措置を実行させることとともに、勤務時間に対する意識を高めるための具体策を講じること、そして、③時間外・休日・深夜・特別条項（一般協定を超える超勤）の割増率の引上げを下記のとおり求め、会社との協議について。



③時間外・休日・深夜・特別条項（一般協定を超える超勤）の割増率の引上げを下記のとおり求め、会社との協議について。

- (1) 月45時間以内については30%以上
- (2) 休日労働については50%以上
- (3) 深夜労働については40%以上
- (4) 特別条項（一般条項を超える超勤）については50%以上



今後、少子高齢化、人口減少などにより労働力確保が難しい中で「選ばれる企業」となるためにも、所定労働時間を超えて業務に携わる社員の労苦に報いる必要があること、そして、長時間労働の職場実態等を主張した。

長時間労働の縮減は取り組むも継続交渉

会社は、社員の健康増進及びワーク・ライフ・バランス実現の観点から、所定労働時間の縮減については、中長期的な視点で取り組んでいきたい、しかし、実現には、多くの課題もあり、JP労組の求めを踏まえ引き続き検討したいとした。また、今年度は、郵政グループ全体で年間の時間外労働が減少傾向にあるが、より業務の効率化をはかり管理者によるマネジメントの徹底等、さらなる時間外労働の縮減に務めていくことを明らかにした。

さらに、割増率の引上げについては、割増率の引上げによる効果測定、また、一定のコストがかかることからその他の経済要求とも含めて、トータルとして判断をしたいと回答。

今後、所定労働時間の縮減への検討、時間外労働の削減に向けた対策、割増率の引上げ等に向けて、会社からの前進回答を引き出すべく粘り強く交渉を継続する。

(担当：山元)